

農業所得収支作成会

日程・会場

			両津地区	相川地区	国中地区	南部地区
1月	18日	水	この3日間は、0申告と小作料申告の受付のみです。			
	19日	木				
	20日	金				
	23日	月	佐渡島開発総合センター 2階 会議室	相川支所 2階 第1 応接室	市役所本庁 会議室棟 第2 会議室	赤泊総合文化会館 3階 和室小研修室
	24日	火				
	25日	水				
	26日	木				
	27日	金				
	30日	月				
31日	火					
2月	1日	水				羽茂支所3階 第2 会議室
	2日	木	海府連絡所			
	3日	金	岩首連絡所			

※ 会場はかなりの混雑が予想されますので、ご自分で作成することが困難な方のみお越しください。

対 象 ・初めて農業所得の収支内訳書を作成する方
 ・ご自分で農業所得の収支内訳書を作成することが困難な方

受付時間 午前9時～正午／午後1時～4時
 ※両津地区の海府・岩首連絡所は午前9時30分受付開始です。

持参するもの

- 農業収入額などのわかるもの（通帳、補助金の内訳書など）
 ※通帳は平成23年1月1日～12月31日まで記帳してお持ちください。
- 経費の明細がわかるもの（農薬、肥料等の領収書など）
- 農業機械などの取得費、取得日がわかるもの（販売証明書、領収書など）
- 電卓、筆記用具、印鑑など
- JA農業所得申告支援システムの打ち出し（封筒に入っていたものすべてお持ちください）
 ※JA農業所得申告支援システムは1月20日までに送付される予定ですので、それが届いてから申告してください。

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

農業所得は、全ての方が収支計算（収入から経費を差し引く方式）による申告が必ずです。JAの申告支援システムや昨年の申告の際の収支内訳書などを参考に、ご自分で収支内訳書を作成して確定申告や市県民税申告の際に提出してください。
 ご自分で作成が困難な方は、左記のとおり作成会を開催しますので、該当する日にお越しください。その際、JAの申告支援システムや農協の通帳など、農業所得の計算に参考となる資料を必ずご持参ください。

農業所得収支作成会を開催します



公的年金等所得者の確定申告手続が簡素化されました

平成23年分以降の所得税について、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告書を提出する必要がなくなりました。ただし、次の点にご注意ください。

1. 医療費控除を受けるなど所得税の還付を受けるための確定申告書を提出する場合は、公的年金等以外の所得金額が20万円以下でも、その所得金額を含めて申告する必要があります。
2. 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が不要の場合でも市県民税（住民税）の申告は必要です。

扶養控除の見直しが行われました

平成23年分の所得税、平成24年度の市県民税（住民税）から、次の改正が適用されます。

1. 一般の扶養親族のうち、**年齢が16歳未満の人に対する扶養控除が廃止**されました。ただし、**個人住民税の非課税限度額を計算する際の扶養親族には含まれます**ので、漏れなく申告してください。
2. 特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満）のうち、**年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止**されました。

